

大規模造成に関する懇談会開催要綱

制定 平成 29 年 12 月 1 日

改正 令和元年 9 月 25 日

改正 令和 3 年 11 月 9 日

改正 令和 5 年 11 月 9 日

改正 令和 7 年 11 月 28 日

改正 令和 8 年 7 月 1 日

(開催目的)

第 1 条 大規模造成において、有識者から専門的な知見による安全性等に対し、必要な事項を確認するため、意見及び助言等を得るため大規模造成に関する懇談会（以下、懇談会）を開催する。

(意見及び助言等を求める事項)

第 2 条 懇談会では、以下の事項について意見及び助言等を聴取する。

(1) 大規模造成の安全性等に関する事項

(2) その他必要な事項に関する事項

(参加者)

第 3 条 懇談会の参加者は、次のとおりとする。

2 参加者は、学識経験者 1 名、実務経験者 2 名とする。

(座長及び副座長)

第 4 条 懇談会に会を進行する座長及び副座長を各 1 名置く。

2 座長は、参加者の互選により定める。

3 副座長は、座長が指名する参加者をもって充てる。

4 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故のあるときはその職務を代理する。

(懇談会の運営)

第 5 条 懇談会の開催及びその他の運営に関わる事項は市長が定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者を懇談会に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、まちなみ整備部開発指導課の職員をもって構成する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 9 年 11 月 30 日をもって廃止する。